

議長		副議長		委員長		副委員長	
局長		次長		議事主査		調製	
庁舎建設調査特別委員会会議録							
開会日時	平成5年7月19日			自 午後2時09分			
				至 午後2時49分			
場所	第1委員会室						
出席委員	伊原委員長	岡田副委員長	戸塚委員	原田委員	渡辺委員		
	熊崎委員	吉田(敬)委員	小倉委員	吉野委員	菊地委員		
欠席委員	村上委員						
署名委員	熊崎委員	渡辺委員					
列席者	市川副議長						
理事者	近藤助役	中原収入役					
	斎藤庁舎建設室長						
	斎藤計画課長						
	伊藤建築部長						
	石川営繕課長						

審査・協議・報告事項等
開会に先立ち関係理事者及び事務局職員の紹介
1. 署名委員の指名
1. 調査項目について 小委員会案通り決定。
1. これまでの経過報告について —— 報告者 計画課長 —— 質疑応答
1. 管外行政視察について 日程は11月8日から10日に決定。 調査項目その他については後日お諮りする。
1. 今後の日程 9月14日午前10時から全体会

委員長 開会に先立ちまして理事者及び事務局の職員の紹介をさせていただきます。

(理事者及び事務局職員紹介)

委員長 午後2時09分開会を宣す。

署名委員のご指名をさせていただきます。熊崎委員、渡辺委員によろしくお願ひします。

本日の案件でございますが、まず初めに、調査項目でございます。

調査項目につきましては、先ほど小委員会が開かれまして、そこで一応案ができておりますのでお手元に配付しております。事務局より朗読をさせていただきます。

事務局 それではお手元にございます調査項目（案）を朗読させていただきます。

庁舎建設調査特別委員会調査項目（案）

1. 庁舎建設関係について
2. 議会施設関係について
3. 公会堂建設関係について
4. その他関連事項について

以上でございます。

委員長 以上が先ほどの小委員会で決定をさせていただきました調査項目でございます。

これでよろしければ決定をさせていただきますが、いかがでしょうか。

「異議なし」

委員長 それでは4項目でございますが、これについて調査をしていただくということで決定をさせていただきます。

次に、これまでの経過報告でございますが、資料が配付されておりますが、この報告につきましては計画課長より報告させていただきます。

計画課長 それでは私の方から、新庁舎・新公会堂建設計画の経過等につきましてご説明を申し上げたいと思います。本日資料を2つ用意してございますので、まず、「経過と

スケジュール」というふうに題された資料の方に基づきましてご説明を申し上げたいと思います。

本建設計画につきましては、昭和63年度、一番左側になりますが、4月に庁舎等建設基金が設置をされまして、建設のための資金の準備を開始したわけでございます。

同年6月、これは庁内に助役を委員長といたします部長級で構成します庁舎等建設計画委員会庁内組織を設置をいたしまして、建設計画を総合的に検討しまして、いわば区の素案というものの作成に入ったわけでございます。この委員会での検討では、委員会のもとに5つの部会を設けまして、職員の参加を仰ぐなど幅広い観点から検討を加えてこの素案づくりをやってまいったわけでございます。

翌平成元年度には、新庁舎等建設審議会を区長の付属機関といたしまして条例でもって設置をいたしまして、こちらの審議会へ、新庁舎・公会堂及びこれに併設する施設の基本構想についてを諮問申し上げたわけでございます。

同審議会は、学識経験者6名、区議会議員6名、区民12名、職員3名、計27名という構成で設置をされまして、翌平成2年12月までの約1年8ヶ月の間に10回審議をいただいたわけでございます。平成2年12月にはこの審議会から、建設計画に関する基本構想の答申をいただきまして、設置すべき施設あるいは規模につきましての基本的な事項の答申をいただいたわけでございます。

この答申に基づきまして平成3年7月には、新庁舎・新公会堂の建設基本方針ということで、答申に基づきまして具体的な事業スケジュール等の事業計画について区といたしまして方針を策定をしたわけでございます。

また、同月7月平成3年7月からは、設計を担当いた

します設計者を選びますために設計者選定委員会というものを要綱で設置をいたしまして、こちらの委員会に最適な設計者の選定方式でございますとか、ふさわしい設計者の選定というふうなことを所々いたさせまして、これは専門家6名それから職員3名、計9名という形で設置をいたしましたんですが、こちらの方に設計者の選定についてお願ひをいたしたわけでございます。

同委員会では、計画のさまざまな諸条件を勘案をいたしまして、9月ということで書いてございますが、設計者選定のためにプロポーザルを実施をするということで、この委員会の名前でプロポーザルを実施をしたわけでございます。プロポーザルの実施に当たりましては、ここに8社というふうに書いてございますが、8つの会社が参加をして行われたというふうなことでございますけれども、当初は10社参加のお願いを申し上げたんですが、2社辞退がございまして8社によるプロポーザルが実施されたというふうなことでございます。

これが11月までプロポーザル期間が約2カ月間続きまして、資料の提出を求めました。この資料に基づきましてこの選定委員会、合同が合計で3回、それから個別の審査が延べ4日間というふうな審査を経まして11月の段階で設計者選定委員会で新庁舎・新公会堂の設計候補者の決定があつたわけでございます。同委員会の委員長から区長に対しまして、設計候補者を決めた旨の報告がございまして、この報告に基づきまして同月11月に、株式会社建築研究所アーキヴィジョンを新庁舎・新公会堂の設計者に区として決定をいたしたわけでございます。

翌12月には、基本方針等を図面であらわすと言いますか、具体的な設計作業の初期の段階ということで、基本計画の委託の契約をいたしまして、これが7月までの期間ということで作業をいたさせたわけでございます。この結果につきましては、昨年平成4年月開催の庁舎等

建設調査特別委員会の方にご報告を申し上げたところでございます。

それから、平成4年でございますが、この基本計画の完了を受けまして11月には基本設計を委託をしております。現在基本設計の委託の作業中ということでございまして、この基本設計が来年平成6年3月まで、5年度いっぱい委託業務が続くという予定でございます。

それから、平成4年度の中段に記載をいたしましたが、昨年度2月でございますが、新公会堂専門家懇談会というものを設置をいたしました。これは新公会堂の問題に絞りまして、特に新公会堂の利用をしていただく専門家、分野といたしましては、音楽、演劇、舞踊それからオペラ、ミュージカルという7名でございますが、専門家で組織されます懇談会を設置をいたしまして、公会堂の計画あるいは設備等についてご意見をいただいているという状況でございます。これは平成4年度は1回開催いたしました、今年度平成5年度は2回開催をしておるところでございます。

平成6年度以降はこれは予定というふうなことでございまして、現在必要であろう期間を単純に組み上げただけのスケジュールでございますけれども、6年度からは実施設計に着手するというふうなことで、期間としては約20カ月を見込んでございます。これは庁舎、公会堂あわせて20カ月というふうなことでございます。実施設計完了後でございますけれども、ご承知のように今回の計画は、現在の分庁舎・公会堂の敷地に新庁舎を建設すると、それが手始めになるわけでございますので、現在の公会堂・分庁舎の解体、それから、解体に先立ちます事務所の移転というふうなことで9カ月を要するというふうなことで、庁舎につきましては平成9年度の中ごろに着工するというふうな予定でございます。

新庁舎の工事は、基本計画の段階では約35カ月間工

期が必要だと、2年11カ月必要だというふうに見込んでおります。したがいまして新庁舎の完成は平成12年度の初めごろになるというふうに考えております。その後また現在のこの庁舎から新しい庁舎への移転、あるいは現在のこの庁舎の解体ということで約10カ月間を要するというふうなことで、それが終了したのち平成13年度の初めから新公会堂の工事に着手するというふうことになるわけでございます。

新公会堂の工事も同じように現在基本計画の段階で約50カ月工期が必要であるというふうに見込んでおりまので、単純に積み上げますと平成17年度の初めに新公会堂は竣工するというふうな予定になっておるわけでございます。

それからもう1つでございますけれども、平成8年度の欄の中段に、都税事務所移転（予定）というふうに記載してございますが、池袋駅西口の東京芸術劇場の向かい側、旧池袋警察の仮庁舎があった所に東京都の方で合同庁舎の建設を進めております。豊島都税事務所は完成後そちらの事務所の方に移転をするというふうな予定になつてございまして、平成5年度今年度の4月から既に工事に着手してあるところでございます。この工事も40カ月ほど工期がかかるということで、平成8年7月まで工事が続くというふうなことでございまして、工事竣工後2カ月間ほどで現在のこの2階から移転が完了するというふうな予定を東京都の方から私どもご指令を受けております。

経過の方は簡単でございますけれども以上でございます。

次に、新庁舎・新公会堂建設基本計画の概要につきましてご説明を申し上げたいと思います。

先ほど経過の折に建設基本計画につきましては、昨年の9月にこの委員会の方にご報告を申し上げたというふ

うなことでございますけれども、これを1枚もので簡単に取りまとめたものでございます。

まず、大きく計画の内容を、新庁舎、新公会堂、駐車場、中池袋公園というふうに区別してございます。まず、新庁舎の方でございますけれども、基本計画では、敷地の状況が二通り大きく考えられるのではないかというふうなことで、A案とB案というふうな形で施設計画を進めたわけでございます。まずA案の方は、現状の敷地を前提にした場合の構成でございます。それからB案と申し上げますのは、一体敷地案ということで、ちょうど区道が敷地間に挟まれておりますが、それを見直すというふうな形でもって考えた敷地の上で構成した計画ということで、2つ案を出しているわけでございます。

それによりますと、庁舎でございますけれども、A案の方で、地上20階、地下5階、塔屋部が1階ということで、延べ床面積が3万3千980平米というふうなことでございます。高さは約106.3メートルという高さでございます。B案の方でございますけれども、これは地上29階、地下5階、塔屋が1階、延べ床面積が4万4千30平米ということで、高さは145メートルということになります。

庁舎の基本的な構成でございますけれども、低層部には4層吹き抜けのガラスで囲まれました開放的なアトリウム空間を計画をいたしました、そこへ来庁者の約8割が集中するであろう総合窓口、それから多目的なイベント等の利用が行える区民プラザ、それから、現在の情報公開コーナー等の機能を充実させた生活文化情報センター、さらには、現在分散しております相談機能を一括して集約いたしました総合相談など、区民の皆様のためのサービス部門を集中的にその低層部に配置をするという計画になっております。

その低層部の上層、中層部でございますが、ここには

災害対策本部の防災本部でございます。それから会議室、電算関係室、事務室などを配置をすると。それからそのさらに上階、高層部には、4層構成の議会施設を、最上部になりますが、これを配置をするという基本的な計画でございます。

次に、新公会堂の方でございますけれども、これはA案、現状敷地案では、地上15階、地下5階、塔屋が1階、延べ床面積が3万3千706平米でございます。ここでA案、B案ということでございますけれども、実は現状敷地のA案をとった場合には、この現庁舎に設けられる新公会堂の上部に庁舎機能の一部を設けなければならぬと、新しい公会堂の上部に庁舎部分を設けなければならないというふうなことで、この3万3千706平米のうち約1万500平米ほどは庁舎の床面積というふうな構成でございます。したがいまして新公会堂のB案の方の2万3千656平米というのはこれは新しい公会堂だけの面積ということで、駐車場はもちろん含んでおりますけれども、いう構成でございます。

新公会堂の基幹的な施設でございますけれども、まず、答申でもいただきましたとおり、用途に応じた利用が可能になりますように今回2つのホールを計画してございます。まずは大ホールということで、音楽を主目的にいたしました約1千200席のホールを設置をするということでございます。それからさらに、演劇用に使い勝手のいいということで、客席数480席の中ホールを重ねて計画をしております。そのほかに、その大ホールと中ホールを重ねて、ちょうど中にサンドイッチされるような形でございますけれども、創作交流施設ということで、展示室これが約600平米ほどでございます。それからリハーサル室、会議室を5室、それから練習室を2室、基本計画の段階では計画をいたしております。このほか各種サービス施設については現在基本設計を進めており

ますので、その場でいろいろ検討しているところでございます。

次に、駐車場でございますけれども、これは来庁者のために準備することはもちろんでございますけれども、周辺の駐車事情を改善できるようにということで審議会からの答申等もございましたので、付箋義務台数に加えて、両方の施設の地下に計画をするというふうな内容になっております。台数としては、207台という規模になっております。

それから、さらに今回の計画では、施設の敷地だけではなく都市公園でございます中池袋公園をこの建設敷地と一緒に整備をするというふうなことで計画をしてございます。具体的には、今の段階では庁舎の竣工の折には中池袋公園の改修を終えるというふうな計画であります。現在の基本計画では、ここに記載をいたしましたとおり、できるだけ自然な樹林や土の香りのする空間を目指したいということで、余り人口的な空間にはいたしたくないというふうなことで、今具体案を練っているところというふうなところでございます。

説明、以上でございます。

委員長 以上、これまでの経過について報告がありました。
この際、何かご質問ありますか。

菊地委員 基本計画、基本設計、実施設計とありますね、これで設計者を決めましたね、それでのときに何か資料もらったんですけども、あのときに、こんな建物だということで絵がありましたね。あれとこういうものとの関係はどういうふうになっていますか。

計画課長 今委員からご質問ございましたのは多分プロポーザルのときの案というふうなことではないかと思いますけれども、基本的な考え方は設計に継承をしますけれども、あの絵がそのまま前提になって設計を進めているというわけではないというふうに理解をしております。

菊地委員 それで、その辺のことも含めて、じゃああれは何だったのかなとこういうふうにもなるし、それでまた、あれをもとにして基本計画を半年以上もかけてやる、それからまた基本設計もまた半年いろいろとこうやるわけでしょう。何をこう進めてどこのところをどういうふうに進めているのかということがちょっと理解できないんで、委員長にお願いしておきたいんですけども、もう1回、この基本構想とかそれからプロポーザルの方のあれだからということについてちょっと説明をぜひお願ひしたいなどというふうに思っているんです。これまでの資料について。

それから、今も基本計画の概要をいただいたんですけども、これよりもっと詳しいのをぜひ出していただきてご説明いただきたいというふうに思います。

委員長 資料はよろしいですか。

庁舎建設 それでは次回でよろしくございます。

室 長

菊地委員 今日じゃなくていいです。

庁舎建設 承知いたしました。

室 長

委員長 よろしいですか。

菊地委員 それで、ぜひ今までの分についても説明をお願いをしたいというふうに思うんです。

それで、この前選挙があったのが、今期は91年ですね始まったのは。それでうちの渡辺議員なんかもこの基本構想の答申というのは説明は受けていないんですよ。ですからこの辺からの説明をしていただきたいというふうに思っているのです。

庁舎建設 ただいまのご質問ですが、91年というのは1991

室 長 年という意味でございますね。そうすると、そのときはいわゆる基本方針の策定という時期なんですが、その辺からの説明ということでございますか。

菊地委員 そうではなくて、もっと前の方から、基本構想の答申というのがありますね。

庁舎建設 室 長 そのところからそれぞれの内容についての説明をさせていただくところでございますか。

菊地委員 もう1回私もお聞きしたい面もありますので、これをおさらい的にぜひお願ひしたいと思います。

庁舎建設 室 長 わかりました。それではそういたしますが、基本的な資料については差し上げてございますので、あれはよろしくございますね。

何か要約でもできますればそれをちょっと作成した上でということで。従来の資料はお配りしないでよろしくございますね。わかりました。

委員長 よろしいですか、ほかに。

吉田(敬) 先ほど斎藤さんからご説明いただいた中で、中池袋公園と公会堂の前にある道路、これも含めて考えていらっしゃるのか。ここに4番、中池袋公園と書いてあるでしょう、その要するに公会堂の前の道路ですよ。道路もいわゆる公園と一緒に考えて開発をしていくのかどうかということです。

計画課長 施設の計画のために例えば道路を敷地化するというふうなことは、委員おっしゃったような道路については一切考えておりません。中池袋公園と当該周辺道路につきましては、整備的に一体的に連続感が出るような整備をいたしたいというふうなことで、現在の公園としての位置づけ、道路としての位置づけを変えないというふうなことでございます。

菊地委員 それから、都税事務所の移転というのを予定ということになっていますけれども、これはもう大体そのとおりいくんですか。

計画課長 既に着工をいたしておりということで、この予定どおりにいくのではないかというようにみてあります。工事は今年の4月から平成8年の7月までという工期という

ふうに聞いております。

菊地委員 それから、さっき理事者の方の紹介ということになって、室長が事務取扱ということになっていますね。これは適切な人がいないからそういうふうになっているのか、それともこの計画全体、大事なときにあるんですけれども、2人も課長なくとも間に合うわとういうことでやっているのか、その辺どういうことなんですか、助役にお聞きしたいんですけれども。

助 役 当然建設課長は必要でございます。ただ、現在の段階ではあくまで基本設計の段階でございますので、営繕課、建築部の方の当然ご協力もいただきながら、現時点では建設課長の職は要らないだろうという形でございます。恐らく実施設計とか具体的になってくれば当然にこれは必要になってまいります。

菊地委員 ここで委員会つくっているわけですけれども、それで設計者というのは何か千登世橋のあそここの建物をつくるときも、あんなもの邪魔だなんて言ったら、もう設計者というのはそれはもう途中で変えるわけにいかないんだとこういう話し聞いたんです。設計者というのはやっぱり注文主よりも偉くて、注文主が注文したって、邪魔だと言ってもなんでもだめだなというようなこともあったでしょう。そうすると、ここでせっかく委員会をつくっているんですけども、こんなことはだめだとかあんなことはだめだとかとか、ここにこういうふうに言えるというのはどこの段階でなるんですかね。

庁舎建設室 長 ただいまのご質問ですけれども、設計者はいろいろプライドもあるかと思いますし、それなりのコンセプトがあるわけですが、多分それじゃあいけないとあるいは変更が云々という話は、その基本に触れるような、つまり設計者の基本的な理念に沿うような形のものに反するようなことについてはそれなりのあれがあると思いますが、本件の場合で言いますと、事務室の配置でございま

すとかあるいはそれなりの何と言いますかいろんなものがありますが、それについてはそれなりの我々と相談して十分打ち合わせしながら進めていくというようなことをとっておりますので、その点につきましては、外見とかそういうものについては将来どういうことがあるかわかりませんけれども、少なくともこの庁舎の基本設計の段階におきましては我々と十分連絡取りながら、我々の意見もいろいろ入れていただいているとこういうような状況でございますので、次に基本設計が来年の3月にできますが、その段階でいろんなまたご注文があると思いますが、それは実施設計の段階で細かいところは反映させていくというこういう過程になろうかと思います。

菊地委員 抽象的に聞いていてもしようがありませんので、今度おさらいをするときにもっと詳しくご説明いただいて、またこちらの方から言うべきことは言いたいというふうに思います。今日はこのくらいで。

吉野委員 今の関連になるんですけども、港区の庁舎を視察をしたときにこの問題が出ましたですね。確かに、窓がなくて暗くて重いということで、何とかこれ変えられないかという話になったんだけれども、だめだということで、設計者の意匠登録みたいなものがあって簡単には変えることができないんだとこういうことがあったものですから、それならば変えられる段階で変えた方がいいんじゃないかとこういうふうになると思いますので、ですからこれ非常に大事なことで、確かに設計者のやっぱり基本的な理念だと哲學だと考え方というものを変えるようなことを素人のお前たちが何を言うかとこうなりますと、確かに何も物を言えなくなってしまうんですけども、その点で少しでも私たちの意見が反映をされるようなことの道を開いておかないと、やはり、もう絶対手を触れさせないということになりますと、じゃあ何のための審議会だということになりますし、また、そういう

たものが私たちも若干であっても反映できる立場で物を言えるこういう審議委員会というものがあるわけでございますので、その点でも今室長のお話ですと、実施設計の段階では考慮の余地があるというふうに言われておりますので、その点を含めて、私たちの場合は素人でありますから素人的な発想ですけれども、やはり気がついたところは言っていきたいなど、この余地は残していただきたいというふうに、くどいようですけれどもお願ひをする次第でございますのでよろしくお願ひを申し上げます。

委員長 ほかにございませんか。

副委員長 視察に行ったときの今の菊地さんの話と吉野さんの話は大事なとこなんで、要するに一つの作品と考えて、完全に建て終わったあとその構築物を一部でも変更すると、簡単に言えば、建物を建てて終わって完全に区のものになりますでしょう。そのあと、ここが暑いな、ここが明りが取りたいなとかそういうようなことまでできないという話だったんです。だから私は、今お2人の話というのは非常に重要なんで、これは実施設計が完了するまでの間は話できる、そんなことは当たり前のことなんで、終わって引き継いだあとで、建築基準法上合法ないわゆる改装、改築をしていいか悪いかというそこが大事なとこなんですよ。実施設計やっている間はこれかまわないんだ。引き継いだ後ですよ。建築基準法上合法な改修ができるような話になっているかなっていないか、ここのこと大事なところだから、はっきりお答えいただけたい。

計画課長 ただいまの副委員長さんからのお話は多分著作権法上の問題ではないかというふうに理解をいたします。著作権法上によりますと、建築の作品と申しますか一応著作物ということで保護の対象になっているというようなことで、私も非常に浅い知識なんですが、そういった面か

ら問題になることが多いというふうなご指摘じゃないかと思いますけれども、今副委員長からございましたような、例えばその作品と言いますか著作物の意図を大幅に変更するような大改修については、これはほとんど今回の計画建物ではもうあり得ないだろうというふうに考えておりますので、副委員長からございましたようなそういった改修工事については、事前に通知をするとか協議をするということはあるかもしれませんけれども、それで著作権法上の規定をもってそれができないというふうなことになるとは我々一切考えてございません。

副委員長 くどいけど、現実に委員さん方はあれを見に行って、著作権云々でもって、全くだれが行ったって暗いわけだよ。それを明るくしたいと言ったら、著作権云々でもって明るくできないとこう言っているんでしょう。そういうのを現実に出くわしているわけだ。仮にああいう問題が起きたときに、それはできないということになるのか、いやそうじゃありませんよと、できるということになるのか、それを心配しているんだから、今の話し聞くとそういうことは心配ないと言っているけれども、そこを念を押して聞いているんだよお2人さんは。

計画課長 実は委員会で墨田の区の庁舎の方にもおいでをいただいたわけなんですけれども、港区の方は日建設計という株式会社、それから墨田の方も久米事務所という、これも株式会社組織ですが、組織事務所が担当したところ、同じような件でもって質問が出ていましたけれども、取り扱いは墨田の方は全く違うと、そんなのは一切ないというふうに理解しているというふうなことですので、今のご指摘の問題につきましては、我々も今後よく検討をして、使い勝手が阻害されるようなことがないように十分ちょっと研究をこれからも続けてみたいというふうに考えております。以上でございます。

菊地委員 その問題も含めて後で一回ご説明を受けてから、具体

的にどうするかということを、でき上がってしまってから文句つけるというのも、そういう場合もあるでしょうけれども、なるべくいろいろなものを入れて設計した方が設計する人もいいだろうし、後で直すよりもきれいにも仕上がるし、もっと合理的にいくと思うんで、どの段階でどうなのかということについてよくこっちも承知しておいた方がいいと思っているんです。そういうことも含めてご説明いただければというふうに思ってあります。

委員長 それではこの件についてはよろしいですか。

「異議なし」

委員長 次の案件でございますけれども、管外行政視察でございます。

先ほど小委員会でもお諮りいたしましたが、先生方大変いろいろな予定が多く入っておりますので、一応日程だけはある程度先に押さえておいた方がいいだろうというふうに考えております。そういうことで、11月8日から11月10日、この3日間を予定させていただきますので、ご了承いただきたいと思っております。

よろしいですか。

「異議なし」

委員長 それで、行政視察の調査項目その他につきましては一応本日のところは日程だけ決めさせていただきまして、後日、後の委員会でまた皆様にお諮りをしたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひします。

それから、今後の日程でございますが、一応9月14日に全体会を開かせていただきます。この一応の案件は、今もいろんな話が出ましたが、それも含めて基本設計の中間報告ということで開かせていただきます。9月14日、10時。

本日予定しております案件は以上でございますが、特にありませんか。

それではそういうことで本日の委員会を以上で閉会をさせていただきます。

どうもご苦労さまでございました。
午後2時49分閉会を宣す。

平成5年7月19日

庁舎建設調査特別委員長

伊 原 康

署 名 委 員

熊崎 子どり

署 名 委 員

渡辺くみ子

上記会議録は、本区議会委員会条例第27条により調製した。

調 製 小 林 勇